

入札制度の改正について

目 的

本市の公共事業の発注においては、従来より指名競争入札及び公募型指名競争入札を主体として実施してまいりましたが、社会経済情勢及び建設産業を取り巻く環境の変化に対し、これまで以上に入札制度の透明性、競争性、公正性を確保する必要があるため、今回、工事金額・規模等により一部制度改正を行うものです。

内 容

1 今回の改正（平成20年11月1日以降適用）

（1）条件付一般競争入札の導入

公共工事の入札に係る透明性、競争性及び公平性を確保するため、工事の規模及び内容によって一定の条件を定めた上で、条件に適合する者がすべて入札に参加することができる入札方式です。
(地方自治法施行令 第 167 条の 5)

○対象工事

請負対象設計金額が1億円以上の工事を対象とします。

○一定の条件とは、

入札参加資格として、下記の必要な資格要件を定めることができます。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定、2 項各号の該当の有無
- （2）長門市建設工事等の入札参加資格者名簿への登載の有無
- （3）建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値
- （4）建設業法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の有無
- （5）当該地域における本店、支店、営業所等の有無（工事規模、内容による地域限定）
- （6）長門市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の有無
- （7）出資比率（共同企業体）
- （8）当該工事における、他の共同企業体との関係（共同企業体の場合）
- （9）同種・類似工事の規模及び施工実績の有無
- （10）当該工事の現場に配置する監理技術者、主任技術者の要件
- （11）その他必要と認める事項

（2）総合評価方式入札の導入（試行）

従来の価格競争のみでなく、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、本市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式です。

(地方自治法施行令 第 167 条の 10、第 167 条の 13)

○総合評価方式のタイプ

特別簡易型・・・総合評価に係る資料により評価項目ごとの技術評価を行い、参加業者の技術加算点（10点満点）を算出し、標準点（持点100点）に加算して技術評価点を算定する方式です。

落札決定方法・・応札業者の技術評価点を入札価格で除して評価値を算定します。
この評価値の最も高い者が落札者となります。

○適用対象工事

請負対象設計金額が3000万円以上の工事のうち、次に定める建設工事に適用します。

- (1) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事
- (2) その他特別簡易型総合評価方式に適合すると認められる工事

**※総合評価方式の詳細については、
別紙資料「総合評価方式について」を参照。**

2 既に改正したもの

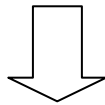
(1) 低入札価格調査制度の改正

〔従前〕・・・平成20年3月31日以前

入札額が予定価格の算出の基礎となった「直接工事費＋共通仮設費積上分」を下回った場合とします。ただし、その額が予定価格に3分の2を乗じて得た額を超える場合には、3分の2を乗じた額とします。

○調査基準価格

- ①直接工事費＋共通仮設費積上分 (1)
 - ②予定価格(入札書比較価格)×3分の2 (2)
- (1) < (2) ならば(1)が低入札調査基準価格となります。
(1) > (2) ならば(2)が低入札調査基準価格となります。



〔改正〕・・・平成20年4月1日以降

1) 土木等一般工事

入札額が予定価格の算出基礎となった「直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の5分の1」を下回った場合とします。ただし、その額が予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の8.5を超える場合は、10分の8.5とし、3分の2に満たない場合には3分の2とします。

2) 建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事

入札額が予定価格の算出基礎となった(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の5分の1)×0.9を下回った場合とします。ただし、その額が予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の8.5を超える場合は、10分の8.5とし、3分の2に満たない場合には3分の2とします。

○調査基準価格

- ①「直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1/5」又は×0.9 (1)
 - ②予定価格(入札書比較価格)×0.85 (2) <上限値>
 - ③予定価格(入札書比較価格)×3分の2 (3) <下限値>
- (2) > (1) > (3) ならば(1)が低入札調査基準価格となります。
(2) < (1) ならば(2)が低入札調査基準価格となります。
(3) > (1) ならば(3)が低入札調査基準価格となります。

● 改正理由

・ダンピング入札等の排除、下請業者へのしわ寄せの防止、適正な工事価格での履行の確保。